

第8章 保育内容の現代的課題について

第1節 子育て支援

(1) 子育て家庭の現状

近年、核家族化や都市化が進み、子育て家庭において、祖父母や親戚などの家族や地域の支えが少なくなっている。一方では、情報化が進み、子育て家庭の保護者が身近に触れることのできる子育てに関する情報は、個人の子育てブログや体験記、様々なスタイルの育児雑誌など多岐にわたっている。そのため、子育て家庭の保護者を取り巻く状態は、氾濫する子育て情報の中から有効かつ正確な情報を自らが精選・精査することが求められている。さらに、情報は豊富にあるが、実際の子育ては母親1人に任されている状態であり、子育て家庭の中のとりのわけ母親にとっては非常にストレスが溜まる状態だといえる。現在の子育て家庭の現状が、子育ての喜びを感じる心のゆとりが持てず、1人で悩みを抱えて子育てノイローゼの状態に陥る母親の一因となっている。こうした子育て家庭が抱える課題を受け、子育て支援のネットワークが必要であり、子育て家庭の支援を行っていくことが、子どもにとって幸せな生活環境を整えることにつながるものと考えられる。

家庭の在り方は、父子家庭、母子家庭、養父母家庭、LGBT家庭など、種々様々である。しかし、どのような家庭形態で生活しているとしても、子どもの最善の利益は図られなければならない。保育者は、どのような家庭で生活しているかではなく、どのような家庭で生活していても、その子どもの幸せを考えながら、個々の家族と連携を取ることが大切である。決して、偏見を持たないことが保育者には求められ、それが、子育て支援の資質として最も重要な力といえる。

(2) 幼稚園や保育所でできる支援とは

様々な家庭の姿が見られる現代において、幼稚園や保育所、認定こども園で具体的にできる子育て支援は、大きく分けると下記の5点が挙げられる。

1) 子どもが自由に遊べる場の提供

子どもを取り巻く地域社会において、子どもが自由に遊べる環境は、不審者の問題

や事件・事故等の影響により少なくなっている。現在では、昔の様に「公園デビュー」も無くなり、近くに公園があっても利用されていない状況がある。そのため、子育て家庭の保護者は、まわりの親子がどこで何をしているのか、自分の子育ては適切なのか、子どもはしっかり育っているのか等、心理的に不安定になったり、情報の中の子どもの育ちと自分の子どもを比較して、子どもの発達の遅れや育児方法の不慣れさに焦りを感じたりする。こうした保護者の心理的な不安が、子どもとかわる時に大きく影響を及ぼすのである。幼稚園・保育所が行う園庭開放は、子どもが自由に遊べる場として提供するだけでなく、保護者と子どもが安心して集える広場として有効な支援となる。また、限られた時間であっても保育室に設置されているおもちゃや絵本と触れる機会をつくることは、保護者のおもちゃや絵本選びの参考となる。保護者が子どもの成長・発達に対する子育てのヒントを得ることは、子育ての不安要素を軽減し、保護者の心にゆとりをつくる育児支援である。

2) 親の悩みを話し合える場や会の提供

園庭開放を利用して、幼稚園・保育所に遊びに来た保護者が、子育ての悩みを抱えている場合も多い。保護者の要望があれば、日時を指定してじっくりと話を聞き、相談にのる時間をつくることも大切な方策の一つである。同時に、いつでも、気軽に、自然な流れで、保護者が自由に保育者に相談できる場や機会を提供することも大切である。そのためには、一人一人の保育者の心が開放された「話しやすい雰囲気」をつくるのが重要になる。園庭開放を利用する保護者が、保育者に親しみを感じ、相談したいという気持ちに寄り添うためには、保育に専念していない、園長や主任クラスの保育者の存在が重要となる。知識や経験豊かな保育者の助言は、不安を抱える保護者にとって大きな支えとなる。また、保護者にとってベテランの保育者から「よくがんばっている」「大丈夫」と認められることは、保護者の子育てに対する自信へとつながる支援となる。

3) 一時的に子どもを預かる体制づくり

保護者が週に数回のパートタイムや突然の冠婚葬祭・地域活動等への参加など急な予定が入ったとき、育児疲れや病気、出産、介護などによる急用を要するとき等、家庭での保育が一時的に困難になったとき、保育を必要とする子どもを預かる制度を一

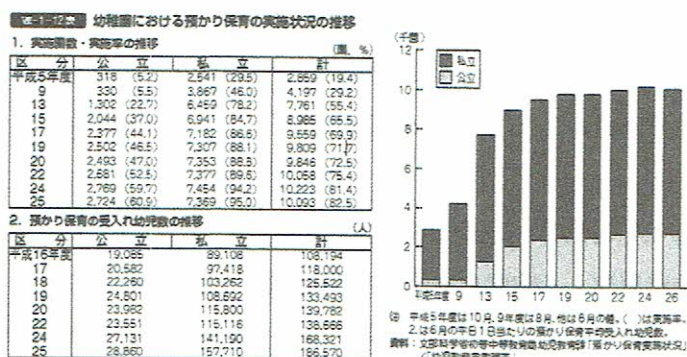
時預かり保育という。一時預かり保育は、多くの保育所で導入されており、地域や家庭のニーズに合わせる形で実施されている。こうした子育て支援のシステムは、母親が安心して子どもを産み、育てられる環境づくりの施策として、保育所だけでなく幼稚園でも広く実施されることが求められる。

4) 預かり保育（早朝保育・延長保育・休日保育など）の充実

幼稚園の保育時間は、4時間を標準とすると規定されていた。しかし、近年は夫婦共働き世帯の増加に伴い、幼稚園の充足率は低下する傾向がみられる。そうした背景から、現在では、多くの幼稚園が時間外保育として「預かり保育」を実施している。預かり保育とは、幼稚園の通常の保育時間の前後や、土曜、日曜、長期休業期間中に、地域や保護者の要請に応じて希望する幼児を幼稚園で預かることをいう。正規の幼稚園教育課程と一貫性をもった教育活動であることが特徴である。図表8-1をみると、年々実施園が増加し、いかに預かり保育が社会的に必要とされ、定着しているかがわかる。

預かり保育は、2004（平成16）年に決定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」に充実策が盛り込まれていることから、少子化対策の一つとして実施されたといえる。しかし、幼稚園に入園させている保護者がパートに就いている場合や、これから就労を希望している場合もあり、子育て家庭への支援の一つとしても行われている。昔のように祖父母に預けたり、ご近所さんが預かってくれたりできない社会構造が、預かり保育の需要を生んでいるといえる。また、少子化や核家族化などに伴い、子どもは同年代や異年齢の仲間と遊ぶ場や機会が減少し、幼稚園から帰宅後に近所の友だちと遊んだり、地域の人々に触れ合ったりする機会が減っている。そうした子ども達にとっては過ごしにくい社会的背景の中で、預かり保育の果たす役割は大きい。

図表8-1 預かり保育受け入れ幼児数の推移



子どもを預かる幼稚園では、クラス担任と預かり保育担当教員との連携が大事で、昼間の子どもの生活の様子が午後の保育への配慮が求められる。子どもの育ちには大きく影響を与えるからだ。

例えば、食欲不振の子どもが昼食を食べ残したときは、検温して異常が見られない場合でも、担任は午後の発熱の可能性を考慮して、預かり保育担当教員に連絡引継ぎを行う。預かり担当教員は、その子どもの様子を観察し、発熱が起きた場合は医務室で休ませ、直ちに保護者に連絡をとる。そのうえで、迎えのとき保護者に子どもの状態を詳細に説明するというようなことである。この場合、迎えに来られた保護者に説明がしにくい場合は、預かり保育担当の教員がクラス担任を呼んで直接説明するといったことも必要になるだろう。こうした一連の対応をすることによって、保護者に安心感をもたせることができるだけでなく、幼稚園との信頼関係を深めるきっかけにもなるのである。

このように、クラス担任教員と預かり保育担当教員の連携が密になることが、この制度の課題であるが、専任教員と非常勤教員の責任の重さを教員自身が量った場合には、その連携は浅く薄いものになりがちである。教員自身の仕事意識にも課題が求められるであろう。

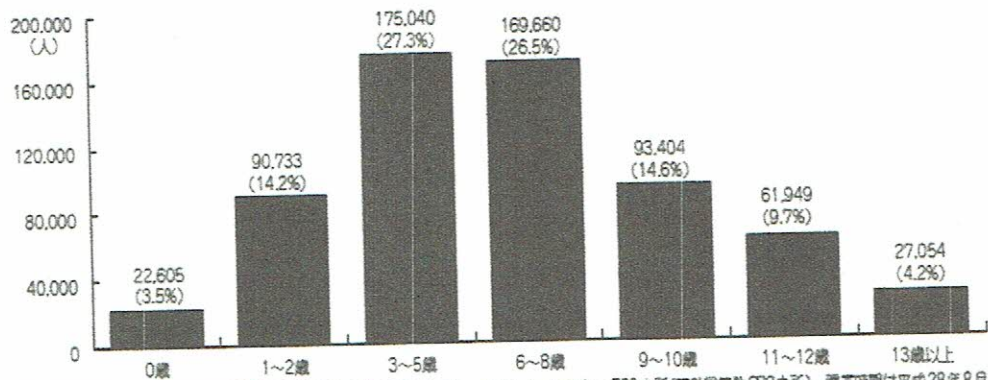
5) ファミリー・サポート・センター事業の利用

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもので

ある。

本事業は、平成17年から次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）、平成23年度から「子育て支援交付金」平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行し、平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施されてきた。平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、「地域子ども子育て支援事業」として実施されている。育児サポートの対象は、子どもをもつすべての家庭に広がっている。ファミリー・サポート・センターの設立や運営は、市区町村が行う。

図表8-2 ファミリー・サポート・センターに登録している子ども数



※ 調査対象は、「平成26年度保育緊急確保事業」を受けるファミリー・サポート・センター769カ所(有効回答数679カ所)。調査時期は平成28年8月。調査票配布による調査。%は、全体の子どもに対するその年齢層の子どもの割合。
資料：一般財団法人女性労働協会「平成28年度全国ファミリー・サポート・センター活動実態調査結果」2017

ファミリー・サポート・センターでは下記のような援助が行われている。

- ・ 保育者までの送迎
- ・ 保育所の開始前や終了後の子どもを預かる
- ・ 学校の放課後や学童保育終了後、子どもを預かる
- ・ 学校の夏休みなどに子どもを預かる
- ・ 保護者の病気や急用などの場合に子どもを預かる
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事などの際、子どもを預かる
- ・ 買い物など外出の際、子どもを預かる
- ・ 病児・病後児の預かり、早朝・夜間などの緊急預かり など